

▼注意点など

今回の申告により令和8年度住民税額が決定するのは、給与特別徴収の人（住民税を給与天引きされる方）が5月上旬頃、それ以外の人（住民税を納付書払い若しくは口座振替払い、年金特別徴収で天引きされる人）は6月上旬頃になります。なお、申告されていない収入等を確認したため、申告時にお伝えした住民税額が変更となる場合がありますので、ご了承ください。

申告会場の混雑を緩和するため、入場には入場整理券が必要となります。入場整理券は、申告会場前で配布しています。また、来場せずに、自宅で申告書を作成し、郵送等（第一種郵便（封書）又は信書便）で提出することもできます。確定申告書の作成は、国税庁ホームページの

「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。申告用紙の送付を希望される人は、名寄税務署へご連絡ください。

確定申告書等を郵送等により提出する場合は、こちらにお願いします。

〒078-8507

旭川市宮前1条3丁目3番15号

旭川合同庁舎

札幌国税局業務センター旭川分室

住民税の申告書の作成は、役場町民生活課税務係へご連絡ください。申告用紙を送付いたしますので、必要事項を記載し、必要書類を添付の上、町へ提出してください。申告用紙は、下川町ホームページからダウンロード・印刷をしてご使用いただくこともできます。

住民税の申告書を郵送等により提出する場合は、こちらにお願いします。

〒098-1206
上川郡下川町幸町63番地
下川町役場
町民生活課税務係

昨年より、「下川町公式LINE」による予約が可能になりました。

下川町公式LINEから「メニューを開く」を押して、申請・申込から予約できます。

●予約受付開始日
令和8年2月2日（月）

●予約可能期間
令和8年2月16日（月）
から令和8年3月13日（金）まで

1日の受付時間を5つの時間帯で分けており、各時間帯1名のみ先着順となっておりますので、ご了承ください。

■お問い合わせ
町民生活課税務係
☎4・2511内線524

税のお知らせ

名寄税務署からのお知らせ

令和7年分の確定申告が令和8年2月16日（月）から始まります。

名寄税務署での確定申告相談には入場整理券が必要です。入場整理券は相談日当日に名寄税務署で配付するほか、「国税庁LINE公式アカウント」により事前予約可能です。

入場整理券の発行枚数には限りがあり、当日準備した入場整理券が無くなり次第受付を終了いたします。

確定申告期間中は会場が大変混み合いますので、名寄税務署での申告相談を希望される方は、「国税庁LINE公式アカウント」により事前予約の手続きをお願いいたします。

また、名寄税務署で贈与税や土地建物等の譲渡所得の申告相談を希望される方は、毎週火曜日と木曜日が相談日となります。

す。贈与税等の申告相談も「国税庁LINE公式アカウント」から事前予約可能です。

「LINE」での事前予約
国税庁公式アカウントを友だち登録し、画面の案内に従ってご希望の日時を予約してください。来署の際はスマホの予約完了画面をご提示ください。



友だち登録はこちらから

名寄税務署に来署の際は「スマホ」と「マイナンバーカード」のほか、マイナンバーカード作成時にご自身で設定した4桁と6桁以上の「2種類の暗証番号」もご用意ください。

■お問い合わせ
名寄税務署
☎01654・2・2157